

『うかる！行政書士 総合問題集 2016年度版』（日本経済新聞出版社） 訂正表			
ページ	箇所	現表記	正しい表記
312	問題20肢5(問題文)	聴聞を経て行政庁が行った不利益処分について、聴聞に参加した当事者は、当該処分について審査請求をすることができる。	行政手続法の聴聞の規定に基づく処分又はその不作為については、審査請求をすることができる。

(補足説明)

p312(p313)問題20(平成19年度問題11改題)の肢5、及びp318(p319)問題23(平成18年度問題11改題)の肢4につきまして、補足説明をさせていただきます。

行政手続法27条について
<p>(1)聴聞を経てされた不利益処分</p> <p>法改正(平成26年法律69号によるもの)以前の行政手続法では、27条2項において、「聴聞を経てされた不利益処分については、当事者及び参加人は、行政不服審査法による異議申立てをすることができない」と規定されていました。聴聞手続のほうが異議申立手続よりも慎重な審理がなされる以上、もはや異議申立てを認める必要はないと考えられるからです。この規定は、行政不服審査法の改正で従来の「異議申立て」の制度が無くなったことに伴い、削除されました。しかし、改正前27条2項が制限するのは、「異議申立て」ですから、当事者及び参加人は、行政不服審査法による「審査請求」をすることはできるものとされていました。この点は、改正後であっても同様です(ただし、明文上の規定はありません)。</p> <p>(2)聴聞の過程で行われる付随的処分</p> <p>他方、聴聞の過程で行われる付随的処分(聴聞の手続内での処分)については、行政不服審査法による異議申立て、審査請求のいずれもすることができないものとされていました(改正前27条1項)。聴聞の過程で行われる中間的な付随的処分に不服申立てを認めるとすると手続の遅延等のデメリットが大きいからです。なお、ここでいう付随的処分の例としては、主宰者による関係人の聴聞手続の参加の許可(17条1項)、文書等の閲覧請求に対する行政庁の許可(18条1項)などが挙げられます。この規定は、行政不服審査法の改正により不服申立て制度が原則として審査請求に一元化されたことに伴い、条文上の文言が「不服申立てをすることができない」から「審査請求をすることができない」に改められましたが、実質的な内容は変わりません。つまり、聴聞の過程で行われる付随的処分については、行政不服審査法による審査請求はすることができません(改正後27条)。</p>
p312(p313)問題20(平成19年度問題11改題)の肢5について
<p>本肢の問題文では、「聴聞を経て行政庁が行った不利益処分」とあることから、上記(1)を示しているものといえます。そうすると、この不利益処分について、当事者は、行政不服審査法による「審査請求」をすることが「できる」と考えられます。なお、解説文では、解答の根拠条文として改正後27条(改正前27条1項)の「聴聞の規定に基づく処分……」を引用していることから、上記(2)を示すものといえ、本肢の解説としては適切ではないということになります。以上から、本問は、出題として不適切な点があったこととなります。</p>
p318(p319)問題23(平成18年度問題11改題)の肢4について
<p>本肢は、本書の解説のとおりです。すなわち、本肢は「聴聞を経てなされた不利益処分」とあることから、上記(1)を示しているものといえます。したがって、この不利益処分について、当事者は、行政不服審査法による「審査請求」をすることが「できる」と解されます。</p>